

2025年7月1日

各 位

東京都品川区西五反田7-2-3
城南信用金庫

当金庫は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、休眠預金等活用法と言います）第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について、下記の通り公告いたします。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅することとなりますが、引き続き、当金庫を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を受けることができます。

本件に関する詳細は、お取扱いの店舗までご照会くださいますよう、お願いいたします。

記

1. 対象となる預金等

2015年4月1日から2016年3月11日に最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納期限（※）

2026年7月1日

※休眠預金等活用法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以 上